

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１６条の２第２項の規定により、次のとおり公表します。

令和８年７月３１日

１ 契約の名称及び数量

県単独農業農村整備事業 倉橋地区 倉橋ため池周辺除草業務委託 第Ｒ８Ｂ１委７号

桜井市倉橋 地内（別紙位置図参照）の除草・剪定作業及び処分

※ 詳細は別添仕様書のとおり

２ 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する次に掲げるいずれかの者

①シルバー人材センター連合

②シルバー人材センター

③①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

３ 契約の相手方の決定方法

(１) 上記２の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(２) 最低価格となる額を２人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(３) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(４) (３)によっても決定しない場合には、不調とします。

４ 見積書の提出先及び提出期限

(１) 提出先 奈良県中部農林振興事務所 総務企画課

(２) 提出期限 令和８年８月２４日 午後１時３０分

(３) 提出方法 郵送（提出期限必着）もしくは持参

(４) その他

① 見積書には上記２の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記２に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

５ 契約事務を担当する所属

所属名：奈良県中部農林振興事務所 総務企画課

住所：橿原市常盤町６０５番地５ 橿原総合庁舎２階

電話：０７４４－４８－３０８０（ダイヤルイン）

FAX：０７４４－４８－３１３３

６ 契約の解除等について

(１) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認め

られるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たってその相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

仕 様 書

第1条 業 務 名

県単独農業農村整備事業 倉橋地区 倉橋ため池周辺除草業務委託
第R8B1委7号

第2条 業務内容

倉橋ため池周辺の除草・剪定作業及び処分を行う。

第3条 履行場所

履行場所は、次のとおりとする。
桜井市倉橋 地内（別紙位置図参照）

第4条 見積書の提出

提出期限 令和8年8月24日 午後1時30分

なお、見積については、雑草等の処分費は概算で見積もることとし、受注者より協議がある場合、完成時に実績に応じた変更を行うこととする。

については、処分した数量及び処分費用を明らかにする書類を完成時に提出すること。

（見積金額は消費税を含めた金額とし、その旨を明記すること）

第5条 実施時期及び回数

実施時期は、原則として次のとおりとし、実施日については、奈良県中部農林振興事務所と協議のうえ、決定するものとする。

- ・実施時期 令和8年9月1日～令和8年9月30日
- ・回 数 1回

第6条 除草方法

上記敷地内の雑草等を草刈機等を用いて除草し、刈高5cm程度の仕上げとする。
作業中は人及び車等への飛び石に配慮し、安全に十分注意すること。

第7条 作業範囲

除草・集積 $A = 1,360 \text{ m}^2$
詳細は別紙平面図参照

第8条 雑草等の処理

刈り取った雑草等は所定の処分地へ運搬すること。

第9条 経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

第10条 禁止行為

- ①除草剤等薬品の散布
- ②刈草の焼却
- ③不良刈刃等の廃品の投棄

第11条 安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には直ちに奈良県中部農林振興事務所農村地域振興課へ連絡し適切な措置を講ずるものとする。作業中の車両駐停車等については、近隣等より苦情のないように配慮し、受注者の責任において管理するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

県単独農業農村整備事業 倉橋地区
倉橋ため池周辺除草業務委託
第R8B1委7号
【位置図】



県単独農業農村整備事業 倉橋地区
倉橋ため池周辺除草業務委託
第R8B1委7号
【平面図】

作業範囲 $A = 1,360\text{m}^2$
= 延長1,360m*1.0m幅

倉橋ため池

工事名	県単独農業農村整備事業 倉橋地区 倉橋ため池周辺除草業務委託 第R8B1委7号		
図面名	平面図		
年月日	令和 年 月		
尺度	——	図面番号	1
会社名			
事業者名	奈良県中部農林振興事務所		